



# “りそにゃ”と

確定拠出年金・加入者の皆さまへのお役立ちニュースレター

# まなぼ！ Study

2022

May

5月

制度〈基本〉

運用・商品〈基本〉

運用・商品〈実践〉

その他



## 確定拠出年金は法改正でどう変わる？ (その2)

確定拠出年金の法改正について確認するシリーズの2回目です。  
2022年5月の法改正では、次の3つの事項が変更になりました。



### 5月から変わったこと

#### ▶ 企業型DC・iDeCoの加入可能年齢の拡大

2022年5月から企業型DC・iDeCoともに、加入可能な上限年齢が上げられました。**企業型DC**は、厚生年金被保険者（原則70歳未満）であれば加入者になります。ただし、実際の加入可能年齢は、各企業の規約の定めにより異なります。**iDeCo**は、国民年金の被保険者であれば、原則65歳になるまで、加入者として掛金を拠出できます。

##### 〈 企業型DCに加入できる期間 〉

5月～：法令上の上限年齢 **65歳→70歳**

60歳 65歳 70歳

同一事業所で継続して使用される者に限らず  
厚生年金被保険者であれば加入可能

※実際の加入可能年齢は企業によって異なります。  
※企業型DCの老齢給付金を受取った方は、企業型DCには再加入できません。

これは、「人生100年時代」を想定した法改正とも言えるでしょう。  
いつまで加入し続け（働き続け）、いつから年金資産を受取るのか、  
と言う判断をより広くご自身で選択できるようになりました。

##### 〈 iDeCoに加入できる期間 〉

5月～： **60歳→65歳**

60歳 65歳

会社員・公務員など **第2号被保険者**

自営業者・専業主婦(夫)など(第1・3号被保険者) **任意加入**

海外居住の方 **任意加入**

国民年金の被保険者であれば加入可能

※過去にiDeCoの老齢給付金を受取った方、公的年金を繰上げ請求された方は、60歳以降に加入することはできません。

#### ▶ 脱退一時金の受給要件の緩和（外国籍の方）

これまで確定拠出年金の中途引出し（脱退一時金）は、資産額が1万5千円以下の方（企業型の場合のみ）、または国民年金の保険料を免除されている方に限られていました。そのため、外国籍の方が退職等で帰国される際は、iDeCoの運用指図者となって60歳以降に資産を受取るしか方法がありませんでした。

2022年5月からは、この「保険料免除者」の要件が、「iDeCoに加入できない者」に拡大され、通算拠出期間5年以内や資産額25万円以下等の一定の要件を満たす外国籍の方は、帰国時に脱退一時金を受給できるようになりました。DC制度もグローバル化へ対応しています。

※なお、企業型で資産額が1.5万円超の方も、一定の要件を満たしている場合は、iDeCoに移換せずに直接受給できるようになりました。

#### ▶ 制度間の年金資産の移換（ポータビリティ）の改善

これまでも2回の法改正を経て、転職時に年金資産を他制度間で移換できるよう、制度が拡充されてきました。2022年5月からは、「退職等に伴う企業型DCから通算企業年金へ」と「終了した確定給付企業年金（DB）からiDeCoへ」の資産移換が新たに可能となりました。

※通算企業年金とは、企業年金連合会が退職者向けに運用する年金制度です。



### りそなグループアプリを利用しよう！

りそなグループで預金口座をお持ちの方\*は、りそなグループアプリ上で、簡単に、確定拠出年金の資産残高と掛金の累計額が確認できます。その残高確認画面から、加入者サイトへの接続も可能です。

りそなグループアプリのダウンロードはこちらから▶

\*りそな銀行・埼玉りそな銀行・関西みらい銀行で預金口座をお持ちの個人のお客様がご利用いただけます。



2022年5月発行

りそな銀行 年金業務部 確定拠出年金室  
〒540-8607 大阪市中央区備後町2-2-1

本レターに関するお問合せ先

りそな銀行 確定拠出年金コールセンター  
☎ 0120-401-987+ [2#]

※海外からは国際フリーダイヤルをご利用ください。

本レターの無断引用・転載はお断りします。